

令和7年6月5日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 加納 康至
(公印省略)

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う
実施上の留意事項について」の一部改正について

先般、光ディスク等を用いた請求を継続する場合は、届出書及び移行計画書（様式第1号）を、医療機関等向け総合ポータルサイトに開設するフォームへ提出が必要になる旨、令和6年1月12日付「書面及び光ディスク等による請求の継続に係る届出について」によってご連絡申し上げたところです。

今般、様式第1号の一部改正が行われた旨の厚生労働省通知について、日本医師会を通じて連絡がありました。

令和7年10月以降も光ディスク等を用いた請求を継続する場合は、同年8月31日までに、改正後の様式第1号を、医療機関等向け総合ポータルサイトに開設するフォーム（改正後の様式第1号にかかる提出フォームは令和7年6月末日途開設予定）から提出いただくこととなります。（やむを得ない事情の場合には、紙媒体での届出も可能です。（支払基金本部及び国保連のいずれにも届出が必要。））

当該届出は、1年ごとの更新制であり、再度、届出及び移行計画書を提出することで、光ディスク等による請求が継続可能とされております。（レセコン等の改修・調達にかかる対応予定期日(年月)やネットワークの整備状況に係る対応予定期日(年月)の記載は、予定期日が不明な場合であっても、おおよその期日をご記載ください。）

つきましては、お手数をおかけいたし誠に恐縮と存じますが、貴会会員へのご周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

・改正後の届出及びオンライン請求への移行計画書（様式第1号）は、原則として以下の医療機関等向け総合ポータルサイトに開設しているフォームから提出

※ 改正後の様式第1号にかかる提出フォームは令和7年6月末日途開設予定。

（提出先）

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?sys_kb_id=aed63aa547b56a501f363ed9116d4313&id=kb_article_view&sysparm_rank=1&sysparm_tsqueryId=f302777a93f142140fdff0e01bba109d&spa=1



担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001